

老人福祉事業収益	(保険等査定減) 措置事業収益 運営事業収益	補助金事業収益	補助金事業収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
		事務費収益	事務費収益
		事業費収益	事業費収益
		その他の利用料収益	その他の利用料収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
		管理費収益	管理費収益
		その他の利用料収益	その他の利用料収益
		補助金事業収益	補助金事業収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
児童福祉事業収益	措置費収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益	補助金事業収益	補助金事業収益
		事務費収益	事務費収益
		事業費収益	事業費収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
		管理費収益	管理費収益
		その他の利用料収益	その他の利用料収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
		補助金事業収益	補助金事業収益
		事務費収益	事務費収益
		事業費収益	事業費収益
保育事業収益	施設型給付費収益 利用者負担金収益 特別施設型給付費収益	利用者負担金収益	利用者負担金収益
		施設型給付費収益	施設型給付費収益
		利用者負担金収益	利用者負担金収益
		特別施設型給付費収益	特別施設型給付費収益
		利用者負担金収益	利用者負担金収益
		施設型給付費収益	施設型給付費収益
		利用者負担金収益	利用者負担金収益
		特別施設型給付費収益	特別施設型給付費収益
		利用者負担金収益	利用者負担金収益
		施設型給付費収益	施設型給付費収益
利用者負担金収益	利用者負担金収益		
就労支援事業収益	自立支援給付費収益 障害福祉サービス等事業収益	介護給付費収益	介護給付費収益
		特別介護給付費収益	特別介護給付費収益
		訓練等給付費収益	訓練等給付費収益
		特別訓練等給付費収益	特別訓練等給付費収益
		地域相談支援給付費収益	地域相談支援給付費収益
		特別地域相談支援給付費収益	特別地域相談支援給付費収益
		計画相談支援給付費収益	計画相談支援給付費収益
		特別計画相談支援給付費収益	特別計画相談支援給付費収益
		障害児通所給付費収益	障害児通所給付費収益
		特別障害児通所給付費収益	特別障害児通所給付費収益
障害児入所給付費収益	障害児入所給付費収益		
特別障害児相談支援給付費収益	特別障害児相談支援給付費収益		
利用者負担金収益	利用者負担金収益		
地域型保育給付費収益	委託費収益 利用者等利用料収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益	利用者等利用料収益 (公費)	利用者等利用料収益 (公費)
		利用者等利用料収益 (一般)	利用者等利用料収益 (一般)
		その他の利用料収益	その他の利用料収益
		補助金事業収益	補助金事業収益
		受託事業収益	受託事業収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
		委託費収益	委託費収益
		利用者等利用料収益	利用者等利用料収益
		私的契約利用料収益	私的契約利用料収益
		その他の事業収益	その他の事業収益
地域型保育給付費収益	地域型保育給付費収益		
利用者負担金収益	利用者負担金収益		
特別地域型保育給付費収益	特別地域型保育給付費収益		
利用者負担金収益	利用者負担金収益		

生活保護事業収益	補足給付費収益	特定障害者特別給付費収益		
		特別特定障害者特別給付費収益	特定入所障害児食費等給付費収益	その他の事業収益
	特定費用収益		補助金事業収益	
	その他の事業収益	受託事業収益	補助金事業収益	
	(保険等査定減)	その他の事業収益		
	措置費収益	事務費収益		
	授産事業収益	事業費収益		
	利用者負担金収益	(何) 事業収益		
	その他の事業収益	補助金事業収益		
		受託事業収益		
		その他の事業収益		
医療事業収益	入院診療収益			
	室料差額収益			
	外来診療収益			
	保健予防活動収益			
	受託検査・施設利用収益			
	訪問看護療養費収益			
	訪問看護利用料収益			
	訪問看護基本利用料収益			
	その他の医療事業収益			
	(保険等査定減)			
		(何) 事業収益		
		(何) 事業収益		
		その他の事業収益		
		補助金事業収益		
		受託事業収益		
		その他の事業収益		
		(何) 収益		
		経常経費寄附金収益		
		その他の収益		
		サービスタク活動外増減による収益		
		大区分		
		借入金利息補助金収益		
		受取利息配当金収益		
		有価証券評価益		
		有価証券売却益		
		投資有価証券評価益		
		投資有価証券売却益		
		その他のサービスタク活動外収益		
		受入研修費収益		
		利用者等外給食収益		
		為替差益		
		雑収益		
		特別増減による収益		
		大区分		
		施設整備等補助金収益		
		設備資金借入金元金償還補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		設備資金借入金元金償還寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
		中区分		
		施設整備等補助金収益		
		設備資金借入金元金償還補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		設備資金借入金元金償還寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
		小区分		
		補助金事業収益		
		受託事業収益		
		その他の事業収益		
		(何) 収益		
		経常経費寄附金収益		
		その他の収益		
		サービスタク活動外増減による収益		
		大区分		
		借入金利息補助金収益		
		受取利息配当金収益		
		有価証券評価益		
		有価証券売却益		
		投資有価証券評価益		
		投資有価証券売却益		
		その他のサービスタク活動外収益		
		受入研修費収益		
		利用者等外給食収益		
		為替差益		
		雑収益		
		特別増減による収益		
		大区分		
		施設整備等補助金収益		
		設備資金借入金元金償還補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		設備資金借入金元金償還寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
		中区分		
		施設整備等補助金収益		
		設備資金借入金元金償還補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		設備資金借入金元金償還寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		
		小区分		
		補助金事業収益		
		受託事業収益		
		その他の事業収益		
		(何) 収益		
		経常経費寄附金収益		
		その他の収益		
		サービスタク活動外増減による収益		
		大区分		
		借入金利息補助金収益		
		受取利息配当金収益		
		有価証券評価益		
		有価証券売却益		
		投資有価証券評価益		
		投資有価証券売却益		
		その他のサービスタク活動外収益		
		受入研修費収益		
		利用者等外給食収益		
		為替差益		
		雑収益		
		特別増減による収益		
		大区分		
		施設整備等補助金収益		
		設備資金借入金元金償還補助金収益		
		施設整備等寄附金収益		
		設備資金借入金元金償還寄附金収益		
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益		
		固定資産受贈額		

固定資産売却益	車輛運搬具売却益	
	器具及び備品売却益	
	(何)売却益	
事業区分間繰入金収益		
拠点区分間繰入金収益		
事業区分間固定資産移管収益		
拠点区分間固定資産移管収益		
その他の特別収益	徴収不能引当金戻入益	

費用の部

サービスイテ活動増減による費用

大区分	中区分	小区分
人件費	役員報酬	
	職員給料	
	職員賞与	
	賞与引当金繰入	
	非常勤職員給与	
	派遣職員費	
	退職給付費用	
	法定福利費	
	給食費	
	介護用品費	
	医薬品費	
	診療・療養等材料費	
保健衛生費		
医療費		
被服費		

事務費

教養娯楽費	
日用品費	
保育材料費	
本人支給金	
水道光熱費	
燃料費	
消耗器具備品費	
保険料	
賃借料	
教育指導費	
就職支度費	
舞祭費	
車輛費	
(何)費	
雑費	
福利厚生費	
職員被服費	
旅費交通費	
研修研究費	
事務消耗品費	
印刷製本費	
水道光熱費	
燃料費	
修繕費	
通信運搬費	
会議費	

広報費			
業務委託費			
手数料			
保険料			
賃借料			
土地・建物賃借料			
租税公課			
保守料			
渉外費			
諸会費			
(何) 費			
雑費			
就労支援事業販売原価		期官製品 (商品) 棚卸高	
		当期就労支援事業製造原価	
		当期就労支援事業仕入高	
		期末製品 (商品) 棚卸高	
就労支援事業販管費			
授産事業費用	(何) 事業費		
(何) 費用			
利用者負担軽減額			
減価償却費			
国庫補助金等特別積立金 取崩額			
徴収不能額			
徴収不能引当金繰入			
その他の費用			

サービス活動外増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
支払利息			
有価証券評価損			
有価証券売却損			
投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損			
その他のサービス活動外 費用	利用者等外給食費		
	為替差損		
	雑損失		
特別増減による費用			
大区分	中区分	小区分	
基本金組入額			
資産評価損			
固定資産売却損・処分損	建物売却損・処分損		
	車輛運搬具売却損・処分損		
	器具及び備品売却損・処分損		
	その他の固定資産売却損・処分損		
国庫補助金等特別積立金 取崩額 (除却等)			
国庫補助金等特別積立金 積立額			
災害損失			
事業区分間繰入金費用			
拠点区分間繰入金費用			
事業区分間固定資産移管 費用			
拠点区分間固定資産移管 費用			
その他の特別損失			

繰越活動増減差額の部

大区分	中区分	小区分
前期繰越活動増減差額		
当期末繰越活動増減差額		
基本金取崩額		
その他の積立金取崩額	(何)積立金取崩額	
その他の積立金積立額	(何)積立金積立額	
次期繰越活動増減差額		

別表第三 貸借対照表勘定科目 (第二十八条関係)

資産の部	大区分	中区分	小区分
流動資産	現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 受取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		

固定資産

(基本財産)

土地  
建物  
定期預金  
投資有価証券  
(その他の固定資産)

土地 建物 定期預金 投資有価証券 (その他の固定資産)	土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 リースウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 (何)積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産	
--	---	--

負債の部

大区分	中区分	小区分
流動負債	短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金	

第一号第一様式 (第七条関係)

法人単位資金収支計算書  
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
<b>収入</b> 介護保険事業収入 老人福祉事業収入 児童福祉事業収入 保育事業収入 就労支援事業収入 障害福祉サービス等事業収入 生活保護事業収入 医療事業収入 (何) 事業収入 (何) 収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 流動資産評価益等による資金増加額				
事業活動収入計(1)				
<b>支出</b> 人件費支出 事業費支出 事務費支出 就労支援事業支出 授産事業支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)				
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)				

事業活動による収支

純資産の部	支払手形
大区分 基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	中区分 (何) 積立金
小区分	支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金 1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内返済予定拠点区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 拠点区分間借入金 仮受金 賞与引当金 その他の流動負債 設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債

施設整備等による収入	施設整備等補助金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 その他の施設整備等による収入				
	施設整備等収入計(4)				
支出	設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 固定資産除却・廃棄支出 リース・リース・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出				
	施設整備等支出計(5)				
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
収入	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 その他の活動による収入				
	その他の活動収入計(7)				
	長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 その他の活動による支出				
	その他の活動支出計(8)				
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)					
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)					

前期未支払資金残高(12)				
当期末支払資金残高(13)				

注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。  
※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

資金収支内訳表  
第一号第二様式(第七条関係)  
(目) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日  
(単位:円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
介護保険事業収入						
老人福祉事業収入						
児童福祉事業収入						
保育事業収入						
就労支援事業収入						
障害福祉サービス等事業収入						
生活保護事業収入						
医療事業収入						
(何) 事業収入						
(何) 収入						
借入金利息補助金収入						
經常経費寄附金収入						
受取利息配当金収入						
その他の収入						
流動資産評価利益等による資金増加額						
事業活動収入計(1)						
人件費支出						
事業費支出						
事務費支出						
就労支援事業支出						
授産事業支出						

支出	(何) 支出	事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	施設整備等補助金 収入	施設整備等寄附金 収入	設備資金借入金収 入	固定資産売却収入 その他の施設整備 等による収入	施設整備等収入計 (4)	設備資金借入金元 金償還支出	固定資産取得支出 廃棄支出	リース・リース返済 支出	その他の施設整備 等による支出	施設整備等支出計 (5)	施設整備等資金収支差 額(6)=(4)-(5)	長期運営資金借入 金収入	長期運営資金借入 金収入
	利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 流動資産評価損等 による資金減少額														

収入	長期貸付金回収収 入	その他の活動による収支	長期運営資金借入 金元金償還支出	長期貸付金支出	投資有価証券取得 支出	積立資産支出	事業区分間長期貸 付金支出	事業区分間長期借 入金返済支出	事業区分間繰入金 支出	その他の活動によ る支出	その他の活動支出 計(8)	その他の活動資金収支 差額(9)=(7)-(8)	当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)	前期末支払資金残高(11)	当期末支払資金残高 (10)+(11)
	投資有価証券売却 収入														

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。





事業区分間長期貸付金回収収入									
拠点区分間長期貸付金回収収入									
事業区分間繰入金収入									
拠点区分間繰入金収入									
その他の活動による収入									
計(7)									
その他の活動収入									
長期運営資金借入金元金償還支出									
長期貸付金支出									
投資有価証券取得支出									
積立資産支出									
事業区分間長期貸付金支出									
拠点区分間長期貸付金支出									
事業区分間長期借入金返済支出									
拠点区分間長期借入金返済支出									
事業区分間繰入金支出									
拠点区分間繰入金支出									
その他の活動による支出									
計(8)									
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)									
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)									
前期末支払資金残高(11)									
当期末支払資金残高(10)+(11)									

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
介護保険事業収入				
施設介護料収入				
介護報酬収入				
利用者負担金収入(公費)				
利用者負担金収入(一般)				
居宅介護料収入				
(介護報酬収入)				
介護報酬収入				
介護予防報酬収入				
(利用者負担金収入)				
介護予防負担金収入(公費)				
介護予防負担金収入(一般)				
介護予防負担金収入(公費)				
介護予防負担金収入(一般)				
居宅介護支援介護料収入				
居宅介護支援介護料収入				
介護予防支援介護料収入				
介護予防・日常生活支援総合事業収入				
事業費収入				
事業負担金収入(公費)				
事業負担金収入(一般)				

(何) 拠点区分 資金収支計算書  
 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日  
 (単位：円)

第一号第四様式(第七条関係)

利用者等利用料収入  
 施設サービス利用料収入  
 居宅介護サービス利用料収入  
 地域密着型介護サービス利用料収入  
 食費収入 (公費)  
 食費収入 (一般)  
 居住費収入 (公費)  
 居住費収入 (一般)  
 介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入  
 その他の利用料収入  
 その他の事業収入  
 補助金事業収入  
 市町村特別事業収入  
 受託事業収入  
 その他の事業収入  
 (保険等査定減)  
 老人福祉事業収入  
 措置事業収入  
 事務費収入  
 事業費収入  
 事業費収入  
 その他の利用料収入  
 その他の事業収入  
 運営事業収入  
 管理費収入  
 その他の利用料収入  
 補助金事業収入  
 その他の事業収入  
 管理費収入  
 その他の利用料収入  
 その他の事業収入  
 児童福祉事業収入  
 措置費収入  
 事務費収入  
 事業費収入

私的契約利用料収入  
 その他の事業収入  
 補助金事業収入  
 受託事業収入  
 その他の事業収入  
 保育事業収入  
 施設型給付費収入  
 施設型給付費収入  
 利用者負担金収入  
 特別施設型給付費収入  
 特別施設型給付費収入  
 利用者負担金収入  
 地域型保育給付費収入  
 地域型保育給付費収入  
 利用者負担金収入  
 特別地域型保育給付費収入  
 特別地域型保育給付費収入  
 利用者負担金収入  
 委託費収入  
 利用者等利用料収入  
 利用者等利用料収入 (公費)  
 利用者等利用料収入 (一般)  
 その他の利用料収入  
 私的契約利用料収入  
 その他の事業収入  
 補助金事業収入  
 受託事業収入  
 その他の事業収入  
 就労支援事業収入  
 (何) 事業収入  
 障害福祉サービス等事業収入  
 自立支援給付費収入  
 介護給付費収入  
 特別介護給付費収入  
 訓練等給付費収入  
 特別訓練等給付費収入  
 地域相談支援給付費収入

収入

事業活動による収支							
特別地域相談支援給付費収入 計画相談支援給付費収入 特別計画相談支援給付費収入 障害児施設給付費収入 障害児通所給付費収入 特別障害児通所給付費収入 障害児入所給付費収入 障害児相談支援給付費収入 特別障害児相談支援給付費収入 利用者負担金収入 補足給付費収入 特定障害者特別給付費収入 特別特定障害者特別給付費収入 特定入所障害児食費等給付費収入 特定費用収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 (保険等査定減) 生活保護事業収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 授産事業収入 (何) 事業収入 利用者負担金収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 医療事業収入 入院診療収入 室料差額収入 外来診療収入	保健予防活動収入 受託検査・施設利用収入 訪問看護療養費収入 訪問看護利用料収入 訪問看護基本利用料収入 訪問看護その他の利用料収入 その他の医療事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の医療事業収入 (保険等査定減) (何) 事業収入 (何) 事業収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 (何) 収入 (何) 収入 借入金利息補助金収入 経常経費寄附金収入 受取利息配当金収入 その他の収入 受入研修費収入 利用者等外給食費収入 雑収入 流動資産評価益等による資金増加額 有価証券売却益 有価証券評価益 為替差益						
事業活動収入計(1)	事業活動収入計(1)						
人件費支出 役員報酬支出 職員給料支出 職員賞与支出							

非常勤職員給与と支出 派遣職員費支出 退職給付支出 法定福利費支出 事業費支出 給食費支出 介護用品費支出 医薬品費支出 診療・療養等材料費支出 保健衛生費支出 医療費支出 被服費支出 教養娯楽費支出 日用品費支出 保育材料費支出 本人支給金支出 水道光熱費支出 燃料費支出 消耗器具備品費支出 保険料支出 賃借料支出 教育指導費支出 就職支度費支出 葬祭費支出 車輦費支出 管理費返還支出 (何) 費支出 雑支出 事務費支出 福利厚生費支出 職員被服費支出 旅費交通費支出 研修研究費支出 事務消耗品費支出 印刷製本費支出 水道光熱費支出 燃料費支出 修繕費支出 通信運搬費支出	会議費支出 広報費支出 業務委託費支出 手数料支出 保険料支出 賃借料支出 土地・建物賃借料支出 租税公課支出 保守料支出 渉外費支出 諸会費支出 (何) 費支出 雑支出 就労支援事業支出 就労支援事業販売原価支出 就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出 就労支援事業販管費支出 授産事業支出 (何) 事業支出 (何) 支出 利用者負担軽減額 支払利息支出 その他の支出 利用者等外給食費支出 雑支出 流動資産評価損等による資金減少額 有価証券売却損 資産評価損 有価証券評価損 (何) 評価損 為替差損 徴収不能額							
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)								
事業活動支出計(2)								
支出								

施設整備等補助金収入 施設整備等補助金収入 設備資金借入金元金償還補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 設備資金借入金元金償還寄附金収入 設備資金借入金収入 固定資産売却収入 車両運搬具売却収入 器具及び備品売却収入 (何)売却収入 その他の施設整備等による収入 (何)収入					
施設整備等収入計(4)					
設備資金借入金元金償還支出 固定資産取得支出 土地取得支出 建物取得支出 車両運搬具取得支出 器具及び備品取得支出 (何)取得支出 固定資産除却・廃棄支出 アイテナス・リース債務の返済支出 その他の施設整備等による支出 (何)支出					
施設整備等支出計(5)					
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)					
長期運営資金借入金元金償還寄附金収入 長期運営資金借入金収入 長期貸付金回収収入 投資有価証券売却収入 積立資産取崩収入 退職給付引当資産取崩収入					

長期預り金積立資産取崩収入 (何)積立資産取崩収入 事業区分間長期借入金収入 拠点区分間長期借入金収入 事業区分間長期貸付金回収収入 拠点区分間長期貸付金回収収入 事業区分間繰入金収入 拠点区分間繰入金収入 その他の活動による収入 (何)収入					
その他の活動収入計(7)					
長期運営資金借入金元金償還支出 長期貸付金支出 投資有価証券取得支出 積立資産支出 退職給付引当資産支出 長期預り金積立資産支出 (何)積立資産支出 事業区分間長期貸付金支出 拠点区分間長期貸付金支出 事業区分間長期借入金返済支出 拠点区分間繰入金支出 事業区分間繰入金支出 拠点区分間繰入金支出 その他の活動による支出 (何)支出					
その他の活動支出計(8)					
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)					
予備費支出(10)	[XXXXX] ΔXXXXX				
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)					
前期末支払資金残高(12)					
当期末支払資金残高(11)+(12)					

施設整備等による収支

その他の活動による収支

(注) 予備費支出△×××円は(何)支出に充当使用した額である。  
 ※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。  
 ※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

法人単位事業活動計算書  
 第二号第一様式 (第七条関係)  
 (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日  
 (単位：円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益			
老人福祉事業収益			
児童福祉事業収益			
保育事業収益			
就労支援事業収益			
障害福祉サービス等事業収益			
生活保護事業収益			
医療事業収益			
(何) 事業収益			
(何) 収益			
経常経費寄附金収益			
その他の収益			
サービス活動収益計(1)			
人件費			
事業費			
事務費			
就労支援事業費用			
授産事業費用			
(何) 費用			
利用者負担軽減額			
減価償却費			
国庫補助金等特別積立金取崩額	△×××	△×××	
徴収不能額			
徴収不能引当金繰入			
その他の費用			
サービス活動費用計(2)			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			

サービス活動外増減の部		サービス活動外増減差額(7)=(3)+(6)	
借入金利息補助金収益			
受取利息配当金収益			
有価証券評価益			
有価証券売却益			
投資有価証券評価益			
投資有価証券売却益			
その他のサービス活動外収益			
サービス活動外収益計(4)			
支払利息			
有価証券評価損			
有価証券売却損			
投資有価証券評価損			
投資有価証券売却損			
その他のサービス活動外費用			
サービス活動外費用計(5)			
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)			
経常増減差額(7)=(3)+(6)			
施設整備等補助金収益			
施設整備等寄附金収益			
長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
固定資産受贈額			
固定資産売却益			
その他の特別収益			
特別収益計(8)			
基本金組入額			
資産評価損			
固定資産売却損・処分損			
国庫補助金等特別積立金取崩額 (除却等)	△×××	△×××	
国庫補助金等特別積立金積立額			
特別増減の部			
費用			

災害損失 その他の特別損失						
特別費用計(9)						
特別増減差額(10)=(8)-(9)						
当期活動増減差額(1)=(7)+(10)						
繰越活動増減差額(2)						
当期末繰越活動増減差額(3)=(1)+(2)						
基本金取崩額(4)						
その他の積立金取崩額(5)						
その他の積立金積立額(6)						
次期繰越活動増減差額(7)=(3)+(4)+(5)-(6)						

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

事業活動内訳表  
第二号第二様式 (第七条関係)  
(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日  
(単位：円)

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
介護保険事業収益						
老人福祉事業収益						
児童福祉事業収益						
保育事業収益						
就労支援事業収益						
障害福祉サービス						
等事業収益						
生活保護事業収益						
医療事業収益						
(何) 事業収益						
(何) 収益						
経常経費寄附金収益						
その他の収益						
サービス活動収益計(1)						
人件費						
事業費						
事務費						
就労支援事業費用						

サービス活動外増減の部	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)					
	授産事業費用 (何) 費用	利用者負担軽減額 減価償却費	国庫補助金等特別 積立金取崩額	徴収不能額	徴収不能引当金繰 入	その他の費用
サービス活動費用計(2)						
借入金利息補助金 収益						
受取利息配当金収 益						
有価証券評価益						
有価証券売却益						
投資有価証券評価 益						
投資有価証券売却 益						
その他のサービス 活動外収益						
サービス活動外収 益計(4)						
支払利息						
有価証券評価損						
有価証券売却損						
投資有価証券評価 損						
投資有価証券売却 損						
その他のサービス 活動外費用						



サード活動外費用計(5)	サード活動外増減差額(6)=(4)-(5)								
	経常増減差額(7)=(3)+(6)								
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益							
		施設整備等寄附金収益							
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益							
		固定資産受贈額							
		固定資産売却益							
		事業区分間繰入金収益							
		事業区分間固定資産移管収益							
		その他の特別収益							
		特別収益計(8)							
		特別増減の部	費用	基本金組入額					
資産評価損									
固定資産売却損・処分損									
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△××××			△××××	△××××	△××××	△××××	△××××	
国庫補助金等特別積立金積立額									
災害損失									
事業区分間繰入金費用									
事業区分間固定資産移管費用									
その他の特別損失									
特別費用計(9)									
特別増減差額(10)=(8)-(9)									

当期活動増減差額(1)=(7)+(10)								
前期繰越活動増減差額(12)								
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)								
繰越活動増減差額の部								
基本金取崩額(14)								
その他の積立金取崩額(15)								
その他の積立金積立額(16)								
次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)								

※本様式は、勘定科目のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第三様式(第七条関係)

(何)事業区分 事業活動内訳表  
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位:円)

勘定科目	(何)拠点	(何)拠点	(何)拠点	合計	内部取引消去	事業区分合計
介護保険事業収益						
老人福祉事業収益						
児童福祉事業収益						
保育事業収益						
就労支援事業収益						
障害福祉サービス等事業収益						
生活保護事業収益						
医療事業収益						
(何)事業収益						
(何)収益						
経常経費寄附金収益						
その他の収益						
サード活動収益計(1)						

活動増減の部

費用	人件費						
	事業費						
サード活動増減差額 (3)=(1)-(2)	事務費						
	就労支援事業費用						
	授産事業費用						
	(何)費用						
	利用者負担軽減額						
	減価償却費						
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△××××	△××××	△××××	△××××		
	徴収不能額						
	徴収不能引当金繰入						
	その他の費用						
サード活動費用計(2)							
借入金利息補助金収益							
受取利息配当金収益							
有価証券売却益							
有価証券売却益							
投資有価証券売却益							
その他のサード活動外収益							
サード活動外収益計(4)							
支払利息							
有価証券評価損							
有価証券売却損							
投資有価証券評価損							
投資有価証券売却損							
サード活動増減の部							

経常増減差額(7)=(3)+(6)

収益	その他のサード活動外費用						
	サード活動外費用計(5)						
	サード活動外増減差額(6)=(4)-(5)						
	施設整備等補助金収益						
	施設整備等寄附金収益						
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収益						
	固定資産受贈額						
	固定資産売却益						
	事業区分間繰入金収益						
	拠点区分間繰入金収益						
事業区分間固定資産移管収益							
拠点移管収益							
その他の特別収益							
特別収益計(8)							
基本金組入額							
資産評価損							
固定資産売却損・処分損							
国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)	△××××	△××××	△××××	△××××			
国庫補助金等特別積立金積立額							
災害損失							
事業区分間繰入金費用							
拠点区分間繰入金費用							
事業区分間固定資産移管費用							
特別増減の部							

拠点区分間固定資産 移管費用 その他の特別損失	特別費用計(9)								
	特別増減差額 (10)=(8)-(9)								
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)									
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)								
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(12)+(11)								
	基本金取崩額(14)								
	その他の積立金取崩額 (15)								
	その他の積立金積立額 (16)								
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)								

※本様式は、勘定科目の大区分のみを記載するが、必要のないものは省略することができる。ただし追加・修正はできないものとする。

第二号第四様式 (第七条関係)

(何) 拠点区分 事業活動計算書

(単位：円)

(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
介護保険事業収益			
施設介護料収益			
介護報酬収益			
利用者負担金収益 (公費)			
利用者負担金収益 (一般)			
居宅介護料収益			
(介護報酬収益)			
介護報酬収益			
介護予防報酬収益			

(利用者負担金収益)

介護負担金収益 (公費)

介護負担金収益 (一般)

介護予防負担金収益 (公費)

介護予防負担金収益 (一般)

地域密着型介護料収益

(介護報酬収益)

介護報酬収益

介護予防報酬収益

(利用者負担金収益)

介護負担金収益 (公費)

介護負担金収益 (一般)

介護予防負担金収益 (公費)

介護予防負担金収益 (一般)

居宅介護支援介護料収益

居宅介護支援介護料収益

介護予防・日常生活支援総合事業収益

事業費収益

事業負担金収益 (公費)

事業負担金収益 (一般)

利用者等利用料収益

施設サービス利用料収益

居宅介護サービス利用料収益

地域密着型介護サービス利用料収益

食費収益 (公費)

食費収益 (一般)

居住費収益 (公費)

居住費収益 (一般)

介護予防・日常生活支援総合事業利用料収益

その他の利用料収益

その他の事業収益

補助金事業収益

市町村特別事業収益

受託事業収益

その他の事業収益

(保険等査定減)

<p>老人福祉事業収益 措置事業収益 事務費収益 事業費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益 その他の事業収益 運営事業収益 管理費収益 その他の利用料収益 補助金事業収益 その他の事業収益 その他の事業収益 管理費収益 その他の利用料収益 その他の事業収益 児童福祉事業収益 措置費収益 事務費収益 事業費収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 保育事業収益 施設型給付費収益 施設型給付費収益 利用者負担金収益 特別施設型給付費収益 利用者負担金収益 特別施設型給付費収益 利用者負担金収益 地域型保育給付費収益 利用者負担金収益 特別地域型保育給付費収益 利用者負担金収益 委託費収益</p>	<p>利用者等利用料収益 利用者等利用料収益 (公費) 利用者等利用料収益 (一般) その他の利用料収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 就労支援事業収益 (向) 事業収益 障害福祉サービス等事業収益 自立支援給付費収益 介護給付費収益 特別介護給付費収益 訓練等給付費収益 特別訓練等給付費収益 地域相談支援給付費収益 特別地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特別計画相談支援給付費収益 障害児施設給付費収益 障害児通所給付費収益 特別障害児通所給付費収益 障害児入所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特別障害児相談支援給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益 特別障害者特別給付費収益 特別障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益 特定費用収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 (保険等査定減)</p>	<p>利用者等利用料収益 利用者等利用料収益 (公費) 利用者等利用料収益 (一般) その他の利用料収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 就労支援事業収益 (向) 事業収益 障害福祉サービス等事業収益 自立支援給付費収益 介護給付費収益 特別介護給付費収益 訓練等給付費収益 特別訓練等給付費収益 地域相談支援給付費収益 特別地域相談支援給付費収益 計画相談支援給付費収益 特別計画相談支援給付費収益 障害児施設給付費収益 障害児通所給付費収益 特別障害児通所給付費収益 障害児入所給付費収益 障害児相談支援給付費収益 特別障害児相談支援給付費収益 利用者負担金収益 補足給付費収益 特別障害者特別給付費収益 特別障害者特別給付費収益 特定入所障害児食費等給付費収益 特定費用収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 (保険等査定減)</p>
--	---	---

サービス活動増減の部

生活保護事業収益			
措置費収益			
事務費収益			
事業費収益			
授産事業収益			
(何) 事業収益			
利用者負担金収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益			
受託事業収益			
その他の事業収益			
医療事業収益			
入院診療収益			
室料差額収益			
外来診療収益			
保健予防活動収益			
受託検査・施設利用収益			
訪問看護療養費収益			
訪問看護利用料収益			
訪問看護基本利用料収益			
訪問看護その他の利用料収益			
その他の医療事業収益			
補助金事業収益			
受託事業収益			
その他の医療収益			
(保険等査定減)			
(何) 事業収益			
(何) 事業収益			
その他の事業収益			
補助金事業収益			
受託事業収益			
その他の事業収益			
(何) 収益			
(何) 収益			
經常経費寄附金収益			
その他の収益			
サービス活動収益計(1)			

人件費			
役員報酬			
職員給料			
職員賞与			
賞与引当金繰入			
非常勤職員給与			
派遣職員費			
退職給付費用			
法定福利費			
事業費			
給食費			
介護用品費			
医薬品費			
診療・療養等材料費			
保健衛生費			
医療費			
被服費			
教養娯楽費			
日用品費			
保育材料費			
本人支給金			
水道光熱費			
燃料費			
消耗器具備品費			
保険料			
賃借料			
教育指導費			
就職支度費			
葬祭費			
車輛費			
(何) 費			
雑費			
事務費			
福利厚生費			
職員被服費			
旅費交通費			
研修研究費			
事務消耗品費			

費用

印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 保険料 賃借料 土地・建物賃借料 租税公課 保守料 渉外費 諸会費 (何)費 雑費 就労支援事業費用 就労支援事業販売原価 期首製品(商品)棚卸高 当期就労支援事業製造原価 当期就労支援事業仕入高 期末製品(商品)棚卸高 就労支援事業販管費 授産事業費用 (何)事業費 (何)費用 利用者負担軽減額 減価償却費 国庫補助金等特別積立金取崩額 徴収不能額 徴収不能引当金繰入 その他の費用					△×××× △××××
カービズ活動費用計②					
カービズ活動増減差額③=(1)-(2)					

借入金利息補助金収益 受取利息配当金収益 有価証券評価益 有価証券売却益 投資有価証券評価益 投資有価証券売却益 その他のカービズ活動外収益 受入研修費収益 利用者等外給食収益 為替差益 雑収益	カービズ活動外収益計④				
支払利息 有価証券評価損 有価証券売却損 投資有価証券評価損 投資有価証券売却損 その他のカービズ活動外費用 利用者等外給食費 為替差損 雑損失	カービズ活動外費用計⑤				
カービズ活動外増減差額⑥=(4)-(5)					
経常増減差額⑦=(3)+(6)					
施設整備等補助金収益 施設整備等補助金収益 設備資金借入金元金償還補助金収益 施設整備等寄附金収益 施設整備等寄附金収益 設備資金借入金元金償還寄附金収益 長期運営資金借入金元金償還寄附金収益 固定資産受贈額 (何)受贈額 固定資産売却益 車輜運搬具売却益 器具及び備品売却益 (何)売却益	収益				

特別増減の部				
事業区分間繰入金収益 拠点区分間繰入金収益 事業区分間固定資産移管収益 その他の特別収益 徴収不能引当金戻入益				
特別収益計(8)				
基本金組入額 資産評価損 固定資産売却損・処分損 建物売却損・処分損 車輻運搬具売却損・処分損 器具及び備品売却損・処分損 その他の固定資産売却損・処分損 国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等) 国庫補助金等特別積立金取崩額 災害損失 事業区分間繰入金費用 拠点区分間繰入金費用 事業区分間固定資産移管費用 拠点区分間固定資産移管費用 その他の特別損失		△×××	△×××	
費用				
特別費用計(9)				
特別増減差額(10)=(8)-(9)				
当期活動増減差額(1)=(7)+(10)				
前期繰越活動増減差額(2)				
当期末繰越活動増減差額(3)=(1)+(2)				
基本金取崩額(4)				
その他の積立金取崩額(5)				
(何)積立金取崩額				
その他の積立金積立額(6)				
(何)積立金積立額				
次期繰越活動増減差額(7)=(3)+(4)+(5)-(6)				

繰越活動増減差額の部

※本様式は、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。  
 ※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な科目を追加できるものとする。なお、小区分を更に区分する必要がある場合には、小区分の下に適当な科目を設けて処理することができるものとする。

法人単位貸借対照表  
平成 年 月 日現在

第三号第一様式(第七条関係)

(単位：円)

資 産 の 部	増 減		負 債 の 部	増 減	
	当年度末	前年度末		当年度末	前年度末
流動資産			流動負債		
現金預金			短期運営資金借入金		
有価証券			事業未払金		
事業未収金			その他の未払金		
未収金			支払手形		
未収補助金			役員等短期借入金		
未収収益			1年以内返済予定設備資金借入金		
受取手形			1年以内返済予定長期運営資金借入金		
貯蔵品			1年以内返済予定リース債務		
医薬品			1年以内返済予定役員等長期借入金		
診療・療養費等材料			1年以内支払予定長期未払金		
給食用材料			未払費用		
商品・製品			預り金		
仕掛品			職員預り金		
原材料			前受金		
立替金			前受収益		
前払金			仮受金		
前払費用					
1年以内回収予定長期貸付金					
短期貸付金					

第三号第二様式 (第七条関係)

貸借対照表内訳表  
平成 年 月 日現在

(単位：円)

仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		賞与引当金 その他の流動負債	
固定資産		固定負債	
基本財産		設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 退職給付引当金	
土地 建物 定期預金 投資有価証券		長期未払金 長期預り金 その他の固定負債	
その他の固定資産		負債の部合計	
土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 リースウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 (何)積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		純 資 産 の 部	
		基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)	
資産の部合計		純資産の部合計	
		負債及び純資産の部合計	

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

勘定科目	社会福祉事業	公益事業	収益事業	合計	内部取引消去	法人合計
流動資産						
現金預金 有価証券 事業未収金 未収金 未収補助金 未収収益 未取手形 貯蔵品 医薬品 診療・療養費等材料 給食用材料 商品・製品 仕掛品 原材料 立替金 前払金 前払費用 1年以内回収予定長期貸付金 1年以内回収予定事業区分間長期貸付金 短期貸付金 事業区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金						
固定資産						
基本財産						
土地 建物 定期預金 投資有価証券						



その他の固定資産									
土地 建物 構築物 機械及び装置 車両運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 リースウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 (何)積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産									
資産の部合計									
流動負債									
短期運営資金借入金 事業未払金 その他の未払金 支払手形 役員等短期借入金 1年以内返済予定設備資金借入金 1年以内返済予定長期運営資金借入金 1年以内返済予定リース債務 1年以内返済予定役員等長期借入金									

1年以内返済予定事業区分間長期借入金 1年以内支払予定長期未払金 未払費用 預り金 職員預り金 前受金 前受収益 事業区分間借入金 仮受金 貸与引当金 その他の流動負債									
固定負債									
設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債									
負債の部合計									
基本金 国庫補助金等特別積立金 その他の積立金 (何)積立金 次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)									
純資産の部合計									
負債及び純資産の部合計									

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

第三号第三様式 (第七条関係)  
 (何) 事業区分 貸借対照表内訳表  
 平成 年 月 日現在  
 (単位: 円)

勘定科目	(何) 拠点	(何) 拠点	(何) 拠点	合計	内部取引 消去	事業区分 計
流動資産						
現金預金						
有価証券						
事業未収金						
未収金						
未収補助金						
未収収益						
受取手形						
貯蔵品						
医薬品						
診療・療養費等材料						
給食用材料						
商品・製品						
仕掛品						
原材料						
立替金						
前払金						
前払費用						
1年以内回収予定長期貸付金						
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金						
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金						
短期貸付金						
事業区分間貸付金						
拠点区分間貸付金						
仮払金						
その他の流動資産						
徴収不能引当金						
固定資産						
基本財産						
土地						
建物						

定期預金						
投資有価証券						
その他の固定資産						
土地						
建物						
構築物						
機械及び装置						
車輦運搬具						
器具及び備品						
建設仮勘定						
有形リース資産						
権利						
ソフトウェア						
無形リース資産						
投資有価証券						
長期貸付金						
事業区分間長期貸付金						
拠点区分間長期貸付金						
退職給付引当資産						
長期預り金積立資産						
(何) 積立資産						
差入保証金						
長期前払費用						
その他の固定資産						
資産の部合計						
流動負債						
短期運営資金借入金						
事業未払金						
その他の未払金						
支払手形						
役員等短期借入金						
1年以内返済予定設備資金借入金						
1年以内返済予定長期運営資金借入金						
1年以内返済予定リース債務						

1年以内返済予定役員等長期借入金					
1年以内返済予定事業区分間長期借入金					
1年以内返済予定拠点区分間長期借入金					
1年以内支払予定長期未払金					
未払費用					
預り金					
職員預り金					
前受金					
前受収益					
事業区分間借入金					
拠点区分間借入金					
仮受金					
賞与引当金					
その他の流動負債					
固定負債					
設備資金借入金					
長期運営資金借入金					
リース債務					
役員等長期借入金					
事業区分間長期借入金					
拠点区分間長期借入金					
退職給付引当金					
長期未払金					
長期預り金					
その他の固定負債					
負債の部合計					
基本金					
国庫補助金等特別積立金					
その他の積立金					
(何)積立金					

次期繰越活動増減差額 (うち当期活動増減差額)					
純資産の部合計					
負債及び純資産の部合計					

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。

※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

(何) 拠点区分 貸借対照表  
平成 年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部	増減	負 債 の 部	
		増減	増減
流動資産		流動負債	
現金預金		短期運営資金借入金	
有価証券		事業未払金	
事業未収金		その他の未払金	
未収金		支払手形	
未収補助金		役員等短期借入金	
未収収益		1年以内返済予定設備資金借入金	
受取手形		1年以内返済予定長期運営資金借入金	
貯蔵品		1年以内返済予定リース債務	
医薬品		1年以内返済予定役員等長期借入金	
診療・療養費等材料		1年以内返済予定事業区分間長期借入金	
給食用材料		1年以内返済予定拠点区分間長期借入金	
商品・製品		1年以内支払予定長期未払金	
仕掛品		未払費用	
原材料		預り金	
立替金		職員預り金	
前払金		前受金	
前払費用		前受収益	
1年以内回収予定長期貸付金		事業区分間借入金	
1年以内回収予定事業区分間長期貸付金		拠点区分間借入金	
1年以内回収予定拠点区分間長期貸付金			
短期貸付金			
事業区分間貸付金			

拠点区分間貸付金 仮払金 その他の流動資産 徴収不能引当金		仮受金 貸与引当金 その他の流動負債	
固定資産		固定負債	
基本財産		設備資金借入金 長期運営資金借入金 リース債務 役員等長期借入金 事業区分間長期借入金 拠点区分間長期借入金 退職給付引当金 長期未払金 長期預り金 その他の固定負債	
土地 建物 構築物 機械及び装置 車輛運搬具 器具及び備品 建設仮勘定 有形リース資産 権利 ソフトウェア 無形リース資産 投資有価証券 長期貸付金 事業区分間長期貸付金 拠点区分間長期貸付金 退職給付引当資産 長期預り金積立資産 (何)積立資産 差入保証金 長期前払費用 その他の固定資産		純資産の部 純資産の部合計 負債及び純資産の部合計	
資産の部合計			

※本様式は、勘定科目の大区分及び中区分を記載するが、必要のない中区分の勘定科目は省略することができる。  
 ※勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、適当な科目を追加できるものとする。

○厚生労働省令第八十号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十一条第三項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第四百零九条第二項及び第五百三十三条第二項の規定に基づき並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八百零一条」第八百零二条を「第八百零一条・第八百零一条」に改める。

第三条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。  
 第四条の二の見出し及び同条第一項中「企画室及び」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第六条の見出し中「及び研究企画官」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官」に改め、同条第一項中「及び研究企画官一人」を「並びに研究企画官及び医療イノベーション推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）それぞれ一人」に改め、同条に次の一項を加える。

5 医療イノベーション推進官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する科学技術に関する事務のうち、研究成果の実用化によるイノベーションの創出に特に資する分野に係るものの総括に関する企画及び立案並びに調整に当たる。

第三十条の二の見出し及び同条第一項中「労働条件確保改善対策室」の下に「及び労働紛争処理業務室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務の総合的な企画及び立案並びに調整に関すること（雇用均等・児童家庭局の所掌に属するものを除く。）

二 都道府県労働局の行う個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての指導に関すること（職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く。）

三 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関すること（大臣官房、職業安定局及び雇用均等・児童家庭局並びに監督課の所掌に属するものを除く。）

5 労働紛争処理業務室に、室長を置く。

第五十一条第一項中「六人」を「七人」に改める。

第五十三条の見出し及び同条第一項中「少子化総合対策室」の下に「及び虐待防止対策推進室」を加え、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 虐待防止対策推進室は、児童の虐待の防止に関する事務をつかさどる。

5 虐待防止対策推進室に、室長を置く。

第六十四条第一項中「十四人」を「十三人」に、「十人」を「九人」に改め、同条第六項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

告示

○文部科学省  
厚生労働省告示第一号

社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八号第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準（平成二十一年文部科学省告示第二号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

文部科学大臣 馳 浩  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一項第一号中「附則第二号第一項」を「附則第二号第一項各号」に改める。

○厚生労働省告示第百八十三号  
社会福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、公布の日から適用する。ただし、第二の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一次に掲げる告示の規定中「第三条」を「第二条の二」に、「第四十条第二項第五号」を「第四十条第二項第二号」に改める。

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第二号

二 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第一号イの（6）

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成二十四年厚生労働省告示第百八十八号）第一号

四 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）第三号イの（5）

第二次に掲げる告示の規定中「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第二十五号）附則第二号第二項の規定により行うことができることとされた同法第二条の二の規定による改正後の」を削り、「六月」を「一月」に改める。

一 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第二号

二 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）第一号イの（6）

三 厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者第一号

四 厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第九十五号）第三号イの（5）

○厚生労働省告示第百八十四号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）附則第十三条第三項の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（附則第三項）及び「改正法」という。附則第三項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修（附則第二項及び第三項において「指定研修」という）は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二項において「法」という。附則第四号第二項に規定する喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）別表第三号第一号の基本研修及び同表第二号の

実地研修を除く。附則第二項及び第三項において同じ。）又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四若しくは別表第五若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号）附則第二号第一項第二号の表、別表第四、別表第四の二若しくは別表第五の医療的ケアとする。

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

附則

1 この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。

2 この告示の施行前に喀痰吸引等研修又は法第三十九条第一号から第三号まで若しくは法第四十条第二項第二号の指定を受けた学校若しくは養成施設若しくは法第四十条第二項第一号若しくは附則第二号第一項各号の指定を受けた高等学校若しくは中等教育学校において医療的ケアを修了した者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

3 この告示の施行前に改正法附則第十四条第一項の規定により喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者は、指定研修の課程を修了したものとみなす。

○厚生労働省告示第百八十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十七号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の第1の4の注1中「 $\times 2$ 」を「 $\times 1$ 」に改め、同4の注2中「 $\times 2$ 」を「 $\times 1$ 」に改める。

（食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針の一部改正）

第二条 食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二号イ中「又は第四号」を「第四号又は第五号」に改める。

○厚生労働省告示第百八十六号

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程を次のように定め、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

平成二十八年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第二十三条の六第三項第三十三号、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第九条の五第三項第三十三号及び国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十七条の六第三十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める課程は、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百四十四号）による独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の本科、専修科及び乗船実習科並びに海技士教育科海技専攻課程の海上技術コース（航海）、海上技術コース（機関）、海上技術コース（航海専修）及び海上技術コース（機関専修）とする。

発行所 東京 千代田区千代田一丁目一〇番五号  
電話 03(3587)4294  
定価 一〇月一、六四一円（本体一、五〇〇円）  
送料 別